



茨木市と第一生命保険株式会社との連携と協力に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの強みや資源を有効に活用した連携協力を推進することにより、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) SDGsの達成に関すること。
 - (2) 市政情報の発信に関すること。
 - (3) 健康増進に関すること。
 - (4) 高齢者支援に関すること。
 - (5) その他、両者が協議し、必要と認める取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。なお、乙については、保険業法上、許容される範囲内で実施するものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社に実施させることができる。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めようことはできないものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費の取り扱いについては、甲及び乙で協議し、決定する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の過程で知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（期間）

第6条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（解除）

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めようことはできない。

（その他）

第9条 本協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が別途協議の上、定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年5月22日

甲：茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市
茨木市長

福岡 洋一

乙：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

第一生命保険株式会社
茨木支社長

島本 雅之